

第7期第4回生涯学習センター運営協議会 議事録

〔日 時〕 2024年11月15日（金） 10:00～12:00

〔場 所〕 町田市庁舎 9階 9-3会議室

〔出席者〕 委 員：古里 貴士、西澤 正彦、瓜生 ふみ子、井上 廣美、寺田 康子、
西行 恵、櫻井 智仁、中尾 啓吾、清水 静香、橋本 空
(以上 10名)

事務局：川瀬センター長、石井担当課長、岡田管理係長、佐藤事業係長、
小泉担当係長（5名）

〔欠席者〕 黒木 智子、福井 大海

〔傍聴者〕 0名

〔内 容〕 1 報告事項

(1) センター長報告

(2) 障がい者青年学級事業再構築の進捗について①

2 議 題

(1) 市民大学事業再構築の方向性について③

(2) 生涯学習センター事業への民間活力導入について③

3 その他

〔資 料〕 【資料1-1】 障がい者青年学級事業再構築の進捗について①

【資料1-2】 「町田市障がい者青年学級事業」再構築の方向性について
(概要)

【資料2-1】 2025年度まちだ市民大学HATS事業計画 (案)

【資料2-2】 市民大学事業再構築の方向性について③

【資料3-1】 生涯学習センター事業への民間活力導入について③

【資料3-2】 民間活力が導入できる講座の業務について (案)

【参考資料】 「町田市障がい者青年学級事業」再構築の方向性について

〔議事録〕

1 第4回運営協議会開会

センター長による開会挨拶。

事務局より配布資料の確認。

2 報告事項（1）センター長報告

会 長：これより第4回運営協議会を開催します。センター長報告をお願いします。

センター長：事務局が移転して最初の会ですので、まず、移転について報告します。移転してから、1か月ほど経ちますが、現在、仮事務所を木曾の境川クリーンセンターに設置しています。あまり、交通の便の良いところではないので、市民の皆さんからの問い合わせ等は、極力、電話で対応しています。施設予約の団体登録など書類の確認が必要なものについては、電話で連絡いただいた後、市庁舎で対応したり、郵送で送付いただいたり、ご都合を伺いながら対応しているところです。市民の皆さんにはご不便をおかけする面もありますが、引き続き協力いただきたいと思います。まだ、休館期間に入ったばかりなのでこのような状況ですが、より適切な方法があるかについても検討したいと考えています。

また、休館中も当然、講座は実施していますが、アウトリーチ形式で行っています。今まで生涯学習センターで実施していた時とは勝手が違うこともありますが、これを機に、新たな受講者の獲得につなげていきたいと思っています。一方で、実施場所が馴染まないといえますか、受講される方から「通いづらい」といったご意見もいただいております。2025年度実施する講座については、こうしたご意見も踏まえて実施場所を検討していきたいと考えています。青年学級についても場所を変更して実施していますが、こちらについてはこの後、担当から報告します。

それから、事業とは別の話になりますが、本日の午後、東京都市公民館・公民館類似施設・社会教育関連施設所管課長研修会という会議に参加を予定しています。この会議は、昨年につき2回目で、今年は東京都の生涯学習部門の職員も参加すると伺っています。委員の皆さんには聞きなれない会議だと思いますが、都公連に参加していない八王子市や武蔵野市、調布市なども参加を予定しています。一昨年、町田市は都公連を脱退しましたが、その際、運営協議会からは、それに代わる近隣市との情報交換の場が必要とのご意見もいただいておりますので、こうした場にも積極的に出向いて情報交換、情報共有に務めていきたいと考えています。報告は以上です。

会 長：ただ今の報告について、質問、意見があればお願いします。私から一点伺いたいのですが、報告にあった研修会の研修テーマはどういった内容なのでしょうか。

センター長：各市が共有したいテーマを一覧にした調査票が送られてきておりまして、そのテーマ毎の情報交換というのが一つ大きな内容になっています。それと文部科学省総合教育政策局地域学習推進課による研修として「国の施策動向の情報提供」が行われま

す。

3 報告事項（2）障がい者青年学級事業再構築の進捗について①

会 長：報告（2）に移ります。事務局から説明をお願いします。

事務局：資料 1-1 をご覧ください。障がい者青年学級再構築の方向性について、昨年、第 6 期の運営協議会において、6 回に渡って協議いただき、うち 3 回には臨時出席者として、元学級生の方やボランティアスタッフ、青年学級ではこのスタッフの方を「担当者」と呼んでいますが、その担当者の方や関係者、合わせて 7 名の方に参加いただき、意見を伺いました。今回、これら意見を踏まえて 2024 年 3 月に定めた方向性の概要版を資料 1-2 として配布していますが、期を跨いでいますので、参考として、概要版ではない方向性についての資料も配布しています。説明は概要版を用いますが、事業内容のほか担当者の数的データやアンケートの内容など詳細に記載していますので、参考としてご確認いただければと思います。

概要版は、報告の内容をわかりやすく表でまとめていまして、縦軸に現状、課題、再構築の考え方、方向性、取組のスケジュールといった項目を設け、課題ごとに整理しています。

結論から申しますと、今年度、主に行った取り組みは、資料 1-2 の再構築の方向性のところの「(2) 安全性の確保のための緊急対策」、こちらを優先して取り組みました。詳細は資料 1-1 の「(2) 2024 年 10 月までの取組状況」に記載していますが、大きな課題として、まず、①生涯学習センターの改修工事による休館。それと②担当者の減少がありました。先月、10 月から休館になりましたが、休館中、公民館学級は町田第一中学校、土曜学級は町田市民フォーラムを代替会場として実施することになりました。担当者の減少については、毎回活動に参加できる方や、活動日の前後に行う担当者会議に出席できる担当者が減少してきておりまして、その結果、1 日の活動の段取りや担当者間の役割分担、個々の学級生に対する支援の仕方といった情報の共有が十分にできておらず、当日の活動が円滑に進まないケースが若干増えてきており、活動中の事故発生リスクも高まっていると感じています。特に土曜学級では、今年度担当者 6 名が辞めてしまいました。いずれもやむを得ない事情で仕方がないのですが、土曜学級では担当者会議に出席できる担当者がごく少数となってしまっています。このように①休館中の代替会場の確保と②安全に事業を実施できる環境づくりが今年度急務となり、再構築の方向性のうち「(2) の安全性の確保のための緊急対策」に最優先で取り組む必要が生じました。

詳細は資料 1-1 の (3) 対応状況に記載していますが、代替会場については、いずれも町田駅から徒歩圏内にあり、かつ、音楽や調理等の従来からの活動ができる施設であることから、町田第一中学校、町田市民フォーラムに決定しました。活動回数については、会場確保の都合もあり、月 2 回行っていた活動を月 1 回に変更しました。活動

日については、従来通り、土曜日、日曜日に設定しています。また、毎年、学級ごとに実施している成果発表会については、休館中の今年は3学級合同で行うこととし、活動成果の発表のほか、事業の50周年を祝う企画なども盛り込む予定で、担当者と話し合っているところです。

次に体制についてですが、公民館、土曜の2学級については、不慣れな場所での活動になりますので、活動に従事する担当職員を若干増員しています。併せて、会場までの移動支援や会場固有の注意事項について事前に通知するとともに、アンケートを行い、各学級生の会場までの交通手段・ルートについて確認しています。

また、土曜学級については、担当者が激減したこともあり、今年度休館前から学級を2グループに分け、グループごとに月1回の活動とすることで、1回あたりの参加する学級生の数を減らし、安全性を確保しました。このため、土曜学級のみ、6月の開級式の際、学級生と親御さんを対象に説明会を行い、変更について了承をいただいています。休館中は月1回の活動となり、グループを解消して1学級で運営することになりますが、担当職員を増員するほか、他の学級の担当者にも応援を求め、安全に実施できる環境づくりを行っています。

併せて、当日の活動にのみ参加する担当者も参加できるよう、担当者会議を学級当日の活動終了後に設定し、情報共有に務めるなど担当者の不安や負担の軽減策についても検討し、安全に実施できる環境づくりに努めている状況です。報告は以上です。

会 長：ただ今の報告について、質問、意見があればお願いします。

F委員：土曜学級の担当者数が激減したとのことですが、6名辞められて、今、何名になっていて、本来の適正な人数は何名なのか、増員の計画がどうなっているのか教えてください。

事務局：具体的な数字は参考資料に記載がありますが、土曜学級だと10数名の担当者がいて、毎回、出席できる担当者が12名程度いました。適正な人数というのが、担当者の経験値や学級生個々人との相性もあり、この人がいれば、この辺りはカバーできるというような感じで、具体的な数字として出しにくいところです。概ね、担当者1名が見られる学級生は2～3名が限度ではないかという基準でこれまで議論してきた経緯があります。

G委員：あまり市役所の組織について詳しくないのですが、この取組は大変重要な取組なのではないかと感じました。生涯学習センターのほかに、市役所には福祉に関する部署もありますが、この事業は生涯学習の所管で実施しているということですね。障がいのある方を青年と記載していますが、参考資料を見ると、結構、高齢の方もいらっしゃるようです。市役所に限らず企業でも縦割りという話がありますが、この事業の位置づけを市としてどう考えているのでしょうか。例えば、障がいのある未成年の方もいますが、未成年の方だと担当部署が変わったりするのでしょうか。それとも子どもから大人まで生涯を通じた学習という意味で、生涯学習で所管しているのでしょうか。考えを整理

するために、まず、市の事業の位置づけに対する考え方を教えてください。

事務局：この事業は1974年に開設したもので、もう50年続いている事業です。主に知的障がいの方を対象に、音楽、演劇などの創作活動を通じて「生きる力、働く力の獲得」を目標に、話し合いや集団活動といった手法を用いて仲間づくりや力の獲得を目指しています。こうした趣旨があって、生涯学習として実施しているもので、福祉分野、障がい福祉の事業ではないかといったご意見をいただくこともありますが、生涯学習事業として位置づけています。職員体制も、以前は福祉部門の職員も青年学級に携わっていたこともありますが、現在は生涯学習部門の職員のみで実施しています。ただし、やはり参加者の中にはサポートが必要な方もいますので、そうした部分は福祉サービスを利用、活用していただいている部分もございます。

E委員：公民館学級は町田第一中学校、土曜学級は町田市民フォーラムに活動場所を生涯学習センターから変更されるとのことですが、町田第一中学校は土曜日にも生徒がいたり、日曜日には図書室の地域開放もしていて、いろいろな人たちが使われているかと思えます。変更にあたって、学校との情報共有はされているのでしょうか。子どもたちに土曜日、日曜日はこうした活動が学校で行われていることが周知されているのか気になっています。子どもが町田第一中学校に通っているのですが、土曜日に部活の大会があって、学校を訪れた際、20歳くらいの男性だったのですが、普段、学校を使っていない感じの方がいて、ちょっとヒヤッとする場面がありました。その方が障がいのある方なのかはわかりませんが、中学生も活発なので、走り回ってぶつかりそうになったりすることもあるので、先生方や保護者の方、子ども達は知っているのか気になりました。子ども達も事前に知っていれば、そうした方が困っているようだったら手助けしたり、対応も変わってくるのではないかと思います。

事務局：まず、学校開放は、そもそも授業や学校行事に支障のない日時に支障のない範囲を市民向けに開放する制度です。町田第一中学校はもともと学校開放を実施している学校ですが、年度当初に学校側と調整し、開放可能となっている枠の範囲内で青年学級を実施しています。また、青年学級の実施に当たっては、事前に校長先生、副校長先生に「こういう事業を学校で実施させていただきたい」という説明を行い、了解をいただいています。ただし、学校開放中は開放区画を学校から我々教育委員会が借り受けて実施していますので、先生方はじめ学校側に新たな負担が生じないようにしないといけません。このため、先ほど担当からの説明にもありましたが、担当職員を増員して、活動中に開放区画以外に入ってしまったたり、町田一中の場合、開放区画までの導線が生徒さんの導線と同じこともありますので、他の活動者とトラブルにならないよう、目を増やして運営しています。

事務局：ただ今の回答の補足ですが、町田第一中学校では公民館学級を実施していますので、活動日は日曜日です。委員のお話では土曜日ということでしたが、現在、生涯学習センターが閉館している関係で、生涯学習センターで活動していた団体が町田第一中学校

を利用するケースも増えています。生涯学習センターで活動していた団体には障がいのある方の団体も複数ありましたので、そうした団体が活動中だった可能性はございます。こうした個々の団体の個別利用の場合、団体側で安全に配慮して活動いただいておりますが、学校側では障がいのある方が活動していることは把握できていないかと思っております。

E委員：先日、ちょっとヒヤッとしたことがあったので、心配になりました。子ども達とトラブルにならないよう、上手く活動していただきたいと思っております。

会 長：他にご質問がなければ、議題に進みたいと思っております。

4 議 題（1）市民大学事業再構築の方向性について③

事務局：今回は町田市民大学の2025年度の事業計画について、及び前回から継続している市民大学事業の再構築の方向性について、2つのテーマについて説明します。まず、2025年度の事業計画について説明し、ご意見をいただきたいと思っております。資料2-1をご覧ください。資料は今年度、2024年度と来年度、2025年度を比較できるように記載しております。また、右側に「見直しの留意点」という枠を設け、2025年度の見直し項目を整理しております。

また、事業構築の前提として、2025年12月までは生涯学習センターは休館しておりますので、この期間は全ての事業をアウトリーチで実施する想定で計画を定めております、

2024年度は「役割1 学びの裾野を広げる」に位置付けた事業については、より多くの方が参加しやすい講座を、「役割3 学びを深め、活かす」に位置付けた事業については、より実践的なことが学べる講座を目指し、実施しております。また、2024年度の事業計画策定時に、生涯学習センターが休館する2024～2025年度の2年間については、2024年度当初に定めた体系で事業を検証するとしておりますので、2025年度の体系は2024年度と同一となっております。この点は、市民大学のプログラム委員からも休館中にしっかり検証を行うよう意見もいただいております。こうした経緯で、「役割1 学びの裾野を広げる」分野では自然、歴史、人間、健康の4講座を、「役割3 学びを深め、活かす」分野では福祉、環境の2講座を実施したいと考えております。2025年度の各講座の実施回数、会場、定員、資料代等詳細については、資料記載のとおりです。各講座とも概ね、2024年度の事業を引き継ぐ形で考えております。内容については、資料右の「見直しの留意点」を踏まえ、各事業の内容をブラッシュアップする予定です。各講座の見直しの視点を一つ一つ説明すると、時間が足りなくなってしまうため割愛しますが、例えば「役割1 学びの裾野を広げる」に位置付けた講座については、2024年度前期講座では、こちらで当初想定していた受講者層と別の方が受講されて、途中でやめてしまったような事例もありましたので、こうしたミスマッチが極力生じないように、周知や講座の紹介方法を工夫したいと考えておまして、2025年度はこうした見

直しを行ったうえで事業を実施していきたいと考えています。また、「役割3 学びを深め、活かす」に位置付けた講座については、2024年度は体験型としてグループワークなどを中心に企画しましたが、好意的な意見もあった反面、特に福祉講座などはボランティア育成を強く意識して組み立てたこともあり、参加のハードルが高いといった意見もいただいています。2025年度については、座学の配分を増やすなどして、少し参加しやすい形に見直していくことも考えています。

町田市民大学の2025年度の事業計画については、説明は以上です。

会 長：ただ今の説明について、質問、意見があればお願いします。

D委員：2025年度の事業計画を拝見しましたが、今まで実施されてきた法律の講座は、どうなるのでしょうか。

事務局：2025年度については、2024年度と同様の体系で講座を実施していく想定で考えています。今年度の運営協議会で、これまで市民大学の再構築についてご議論いただいています。この議論でのご意見を踏まえて、実施講座については見直しをしていく予定です。

D委員：法律の講座は、現在、見直し期間で休みになっているかと思いますが、以前は年間8～9回の講座が行われていて、受講した方による修了生団体も作られていたかと思います。当初、講座が休みになると伺った際は、見直しのために、市民大学の全講座が休みになるかと思っていたのですが、実際には存続している講座もあり、今後の予定でも休止した講座については触れられていないので、今後、どのように議論されていくのか教えてください。

事務局：本日も、この後議論いただきますが、見直しの方向性としては、これまで実施してきた講座ありきではなく、まず、市民大学の基本理念について検討し、その後、基本理念を軸にどのような講座を実施していくべきか検討していきたいと考えています。現行の基本理念では学習領域も設定されており、現在は、学習領域として明示されている分野の事業のみ実施しているのですが、基本理念と併せ、この学習領域についても後ほど議論いただきたいと思います。

D委員：議論の流れは理解しました。ただ、今、実施中の講座だけではなく、休止中の講座についても記載はあった方が、市民大学全体を議論する上ではわかりやすかったかと思います。

会 長：補足ですが、今、お話のあった法律の他に国際も休止中です。学習領域でいうと2つの領域が休止中となっています。

B委員：「1 学びの裾野を広げる」の「健康」講座のところに「録画配信も行う」という記載がありますが、録画配信の際、受講者データは取る予定はあるのでしょうか。そうしたデータがわかってくると、今後の参考にもなるのではないかと思います。

事務局：録画配信は今年度も市民大学の公開講座で3講座ほど実施していますが、広報課が所管しているYouTubeで配信しているため、例えば、閲覧した方がどの程度、最後

までご覧になられたかといったデータなど、YouTube の配信者が入手できるデータについては、広報課経由で把握しています。また、受講者にはオンラインアンケートをお願いして、そちらでもデータはあるのですが、こちらは回収率が対面講座に比べ低くなってしまいう傾向があり、今後、検討していくべき課題と考えています。

J委員：今、お話にあった録画配信ですが、どういう方が視聴でき、どういった手続きで視聴できるのでしょうか。

事務局：まず、申し込みいただく必要があるのですが、イベシスという市役所共通のイベント申込システムがあり、そちらで受け付けています。申し込みの際に、必ずメールアドレスを伺い、受講される方にはメールで動画を公開するURLをお知らせしています。動画公開は、大体 2 週間程度の期間を設けており、公開期間内に視聴いただくという流れになっています。

J委員：回を重ねていくと、録画配信したデータが溜まってくると思いますが、そうしたデータを、何か条件をつけて公開するようなことは考えられているのでしょうか。

事務局：以前も少しお話しましたが、不特定多数への配信、公衆送信と言いますが、公衆送信を行う際には、著作権の補償が必要になります。まず、この部分をクリアにしなければなりません。講師の方の了承も必要になりますし、こうした部分をクリアにしてからアーカイブという話になりますが、まだ、時間のかかる話です。例えば、期間を限定して、希望者に配信するという方法も考えられますが、十分に検討できていないのが現状です。

C委員：プログラム委員をやっている身としては、非情に困惑しています。このところ、福祉講座はずっと定員割れしている状況です。今の「学びを深め、活かす」という方向性だと、定員割れするようなプログラムしか組めません。今後も定員割れが続くと、費用対効果を考える市民の方も多いと思います。中止にするのか、或いはモデルチェンジして、より多くの方が来られるような内容に変えていくのか。「学びを深め、活かす」ということで今年企画したボランティア養成は、社会福祉協議会でも同じような講座を実施していますが、その講座も人は来ていません。やはり、微妙なところを狙っていくとそうなってしまいますが、講座の評価の視点はどこにあるのか。継続していくには、方向性をどこで決定していくのか。こうした点で、ヒントになるようなことがあれば、教えていただきたい。

事務局：まず、評価についてですが、市民大学事業は、基本理念のところ「地域を育てる」ということを謳っていますので、単に受講者が多ければいいという考え方はしていません。ただ、お話にあったような他機関の主催事業との重複や、内容を特化しすぎて、興味のある方も二の足を踏んでしまったような点については、反省点として、今回、このような記載をしています。福祉講座については、座学のような要素も入れて、少しハードルを下げる形で実施したいと考えています。福祉講座や環境講座については、必ずしも満員にならなければいけないということではなく、「地域で活躍したい」という意

識を持っている方に参加いただきたいと考えています。来年度については、今年度よりも少しハードルを下げて、こうした方に参加いただける内容にしていきたいと考えています。

会 長：今回は、市民大学については、もう一つ、再構築の話も議事としてありますので、この辺りで、いったん再構築の話に移りたいと思います。事務局の説明の後、今の 2025 年度の計画についても、まだ、質問、意見がありましたら併せて受ける形で進めます。

事務局：資料 2-2 をご覧ください。まず、事業目的及びプログラムの方向性ですが、こちらについては前回、3 つの案を提案し、議論いただいたところです。議論の内容を踏まえ、2 案で進めたいと考えています。

次に「基本理念」及び「プログラムの方向性」に基づいて実施する講座についてですが、町田市生涯学習センター運営見直し実行計画では、市民大学を課題解決型・人材育成型に再構築するとしており、市民大学の基本理念である「あなたを励まし、地域を育てる」の「あなたを励ます」型、「地域を育てる」型のいずれも課題解決型・人材育成型の講座として再構築する予定です。見直し後は、「地域を育てる」型の講座を市民大学事業の軸に据え、「あなたを励ます」型の講座は「地域を育てる」型の講座に導入するための講座と位置づけ、実施していく予定です。具体的には資料 2 ページの表に記載のとおり定義づけています。

「あなたを励ます」型の講座は、「地域課題に関する気づきを与える」ことを講座の目的とし、「地域を育てる」型の講座と体系的につながる教養型の講座や、地域での日常生活の中で不便を感じることを、改善の余地があることを確認できるような講座を実施していきたいと考えています。受講後には、日常生活での個人的な取り組みに活かしてもらうほか、「地域を育てる」型の講座へ興味・関心に移してもらうことを想定しています。

「地域を育てる」型の講座は、「地域課題に対して、実際にアクションを起こしてもらう」ことを目的としていまして、資料の表には 2 案記載していますが、2 案の方が 1 案よりも高い行動レベルを求める内容となっています。今年度の福祉講座は 2 案に近い形で実施しており、受講者からハードルが高すぎるといった声も出ているため、「地域を育てる」型の講座は、基本的には 1 案で実施する方向で考えています。

最後に「学習領域」及び「学習領域と講座の位置づけの見直し」についてです。先ほども少しお話ししましたが、これまで市民大学は、市民大学事業が開始されたときに定めた 4 つの学習領域に配慮して講座を実施してきました。ただし、実施してきた講座の中には、受講者数を意識して、あまり「地域を育てる」要素がないような講座も実施してきた経緯があります。また、これまで「学習領域」については、開始時に定めてから一度も見直しが行われておらず、今回の見直しでは、「学習領域」についても検討が必要だと考えています。それから、こちらも先ほど少しお話ししましたが、「地域を育てる」型の講座については、「地域課題に対し、受講後に実際に行動を起こしてもらう」こと

を目的としますので、これまでの学習領域に必ずしも当てはまらない講座も出てくるのではないかと考えています。このため、今後は「学習領域」自体があまり意味を持たなくなるのではないかと考えており、見直し後は「学習領域」という概念自体を撤廃することを検討しています。ただし、学習領域の頭文字から取った「HATS」という愛称については、開設以来使い続けており、受講者にも広く定着しており、ハッと気づくという意味もありますので、愛称自体は継続していこうと考えています。説明は以上です。

会 長：前回、提案された3案のうち、案2で進めたいという提案と、学習領域について、現状、学習領域に則してプログラムが作られているところを、学習領域そのものをなくす方向で再構築したいという提案でした。意見、質問等あればお願いします。

F委員：学習領域については、2025年度の予定でも、自然、歴史、人間、健康と例年と同じような名称の講座が予定されています。私は、歴史講座を受講したことがあります。歴史は「引き続き、テーマ史を題材にする」とあります。同じような流れが続いていて、史考会のメンバーが学び続けている状況だと思っています。講座については色々な意見が出ていますが、内容を継続していくのではなく、もう少し魅力的な講座になるよう変化させていった方がいいのではないかと感じています。

また、今、議論している「地域を育てる」方向に特化していくような話も、パンフレットなどに講座の目的を記載したりして、市民にわかりやすく発信することが一番大事なことなのではないかと考えています。今回、見直しをして、こういう形に市民大学を作り替えたということが分からないと、単に講座の内容が変わっただけと捉えられてしまい、それではあまり意味がないのではないかと思います。講座を変えるに至った目的を市民に分かる形でアピールしていくことが肝要だと感じています。

事務局：2025年度事業については、現在、議論いただいている市民大学の見直しについて結果が出るまでの間、2024年度、2025年度は、これまで通りの形で6講座を継続実施することとしています。議論の結果は2026年度以降の事業に反映していきます。見直し後の事業は、これまでの学習領域ありきではなく、受講者の活動に軸を移す形を想定しています。この運営協議会でも来年度の前半まで議論いただき、方向性を固めたうえで、2026年度から新たな切り口で講座を実施していきたいと考えています。その際には、今、ご意見をいただいたように、講座の意図をきちんと対外的に発信し、実施していきたいと思います。

それから、講座の組み立て方については、現在はプログラム委員に講座の企画をしていただいているのですが、プログラム委員制度についても、今後、この場で議論いただく予定です。この点についても2026年度以降の講座に反映したいと考えています。

F委員：一番大切なのは、市民にこの講座の趣旨をきちんと伝えることだと思っていますので、この点についても今後議論ができればいいと思います。

K委員：今の意見に関連している部分があるのですが、これまで開催頻度や時間帯、プログ

ラム内容など議論してきて、これまでとガラッと変わる部分もありますので、見直し後の内容をどう市民に届けるか、どう周知していくのかというのは大切だと感じています。こうした部分をきちんと議論する回は、今後予定されているのでしょうか。既に工夫している部分もあるかとは思いますが、例えば、資料にある表に周知の枠を加えるなどして、状況が伝わるようにしてもいいかと思えます。委員にもそれぞれのネットワークがありますので、例えば、子育て層向けだったらこういう伝達手段があるとかアイデアも出せると思うので、このテーマは今後の議論の中に入れていただきたいと思えます。

それから、いつもプログラムを拝見して、内容をじっくり見るとすごく面白い講座だと思うのですが、講座のメインタイトルが「〇〇な福祉」とか「水と緑」といった名称で、ちょっと届けたい世代には伝わりにくいのではないかと感じることがあります。広報媒体やチラシの配布場所などについても同様で、今後のプログラム委員制度の議論で扱う部分なのかもしれませんが、この辺りはもう少し踏み込んだ議論が必要ではないかと感じています。

事務局：例えば、「健康」講座については、もともと高齢者向けの内容で実施していたものなのですが、2024年度は子育て世代向け、特にお母さんをメインターゲットにして実施しています。受講者の子育て世代の方から、「市民大学は高齢者向けのイメージがあって、この講座の情報を知るのが遅くなってしまった。もう少し早めに知ることができたら、他の知り合いにも紹介できた」といったご意見もいただいており、やはり、広報については、既存の手段だと見ていただける方は固定化しているかと感じる面もあります。当然、今まで参加してきている方にも参加いただきたいところではありますが、こうした部分も皆さんの意見を伺いたいと思っています。

G委員：資料の3ページに現在の実施講座として6講座記載されていますが、具体的にはこれらの講座がどうなるのでしょうか。例えば、この講座は休止するとか、この講座は内容がこう変わるとか、詳細は未定のものもあるかとは思いますが、私もいくつか受講した講座がありますので、具体的に説明していただいた方がイメージしやすいと思います。

事務局：事業計画で役割3に位置付けている講座については、方向性としては継続することになると考えています。ただ、「福祉」講座については、先ほどご意見も伺いましたので、他機関との重複や生涯学習センターとして実施すべき役割について、再検討する必要もあるかと感じています。また、前回の議論でご意見いただいた「歴史」講座については、教養型の講座になってしまっている現状はありますが、学校現場で地域史を語る人が不足していて、そうした人材を養成するような形に変えれば市民大学として実施する意味合いもあるのではないかとのご意見もありました。単純な教養型の講座ではなく、知識を得た先に、知識を活かす場面、地域で活躍する場面の筋道が描ける講座については、引き続き市民大学として継続していくことになるかと考えています。

事務局：補足ですが、こちらの意図通り実施して、それで受講生が集まるのかという課題も

あります。先ほど、「福祉」講座の例がご意見としてありましたが、例えば、今、申し上げた「歴史」講座で、こちらが「地域で教える意欲のある人」に受講してほしいという狙いがあったとしても、何年かチャレンジしてみて狙い通りいかなければ、やはりそのまま継続するということにはなりません。「福祉」講座でも、過去の経緯からボランティアや地域で活動する方を増やしたいという狙いはありますが、チャレンジしてみて人が集まらないのであれば、「学びを深める」という狙いから「学びの裾野を広げる」方向に講座の趣旨を変えていくことも検討していくことになります。

元々、市民大学は当時の社会教育課が所管する独立した組織として発足していますので、単独で様々な学習領域で講座を実施していますが、現在は公民館と統合して生涯学習センターという大きな位置づけの中で考えられます。講座内容によって、市民大学で行うべき講座なのか、それとも市民大学という冠を外して、生涯学習センターが実施する教養型講座にした方がいいのか、この点も考えていく必要があります。また、こうした点を考えると、従来の学習領域は、領域の設定がある以上市民大学で実施しなければならないことになり、かえって足かせになることも考えられます。

例えば、昨年度、子どもの指導者や指導者を目指す方向けに、子どもを指導する際のテクニックや注意点を学ぶ講座を試行しました。地域を育てるという観点では、こうした講座が市民大学の枠組みに入ってきてもいいかと考えますが、現行の学習領域だと上手く収まる場所がありません。こうした点からも学習領域については見直すタイミングではないかと考えています。

G委員：これまで「市民大学の目的を周知した方がいい」とか「対象を絞り込む」といった話がありましたが、受講している方は「教養をつけたい」という方がほとんどなのではないでしょうか。いろいろな団体の話を聞いても、高齢化が進んで次世代の人が入らないといえます。私は以前、県のシルバー人材センターにいたのですが、講習会をやる際、「働くことを目的にした無料の講習会です」と明示しないと、教養をつけるために遊び感覚で来てしまうのですね。福祉の講座を開いても、結局、福祉の仕事にはつかないで孫の相手をしているとか、要するに学んだ後は自分の好きにしたいという方が多いです。学童保育クラブなどではスキル講習という有償でやっているところもありますし、講習の受講を就業の条件にしているところもあります。ですが、生涯学習センターでは、市として実施しているわけですから、そうした条件付けも難しいでしょうし、目的に特化していくのは難しいのではないかと感じています。

会 長：今回はもう一つ議題がありますので、そろそろ次の議題に入りたいと思いますが、前回、事務局から事業目的とプログラムの方向性について 3 つの案が提案された際、プログラム委員をされている C 委員から「1 案がいいのではないか」というお話があったかと思います。今回、事務局から 2 案で進めたいという提案と「学習領域をなくす」という提案がありましたが、プログラム委員の立場からどう受け止められているのかが気になっています。この点について、C 委員にご意見を伺いたいと思います。

C委員：講座を企画し実施する際、まず、対象となる人の数が気になります。今年度の「福祉」講座は受講者が5～6名で、受講している方が満足してくれているのはわかるのですが、それ以上に、もっと多くの方に知ってほしいという思いが強いです。単純に数の問題ではないかもしれませんが、お願いした講師の方も人数を見て驚きます。夜間の講座に若い人を引っ張り出すことについては、プログラム委員の呼びかけ方の失敗もあるかと思います。今の時代に即していないようなこともやっていますし。少ない人数しか来ない講座を続けている身としては、やはり多くの方に来てもらえる講座をやりたいという思いがあります。これは前回も話しましたが、介護保険の使い方やケアマネージャーについて、財産処分、相続といったテーマを取り上げるだけで受講者は集まります。でも、それはそれで終わってしまいます。受講者の平均年齢は70歳を超えていますし、もっと若い方に参加してほしいという気持ちもあり、微妙なところですが、ちなみに私たちがボランティアをやっているところで、ボランティアのデビュー年齢は平均で65歳です。以前は60歳でしたので、5歳上っています。こうした状況で何ができるかということもありますし、やはりくすぐり方の問題というのがあります。今まで通りではいけないと感じているところです。

5 議 題 (2) 生涯学習センター事業への民間活力導入について③

会 長：では、最後の議題に移ります。事務局から説明をお願いします。

事務局：資料3-1をご覧ください。まず、「基本的な考え方」ですが、講座もこれまでと同じく「行政でなければ担えない機能」と「民間のノウハウが活かせる機能」を整理して導入範囲を拡大するというように考えています。

次に、「過去の検討における意見」ですが、「町田市生涯学習センターのあり方見直し方針」と「運営見直し実行計画」を策定した際にご意見をいただいています。大まかに言いますと、「民間活力を導入できる場所、特に専門性を活かせる場所には導入する」、ただし、「市民との対話や大学との連携の確保」については「民間の色が出すぎない」よう留意すべきといった意見をいただいています。

次に「民間活力を導入している講座について」ですが、現時点ですでに活用している講座もありますので、そちらも例として併せて紹介します。資料3-2もあわせてご覧ください。資料3-2には3つ表を掲載しています。そのうち上二つの表は、縦軸に講座を実施するときの業務を、大まかな手順に沿って示しています。また、表の右側には参考として、現在、民間活力を導入している2講座を例示しており、参考部分の○印は実際に民間が行っている業務です。

参考部分の1つめの例は「シルバー人材センター」に委託している「なんでもスマホ相談室」で、高齢者を中心とするスマートフォン等の機器が不慣れな方に、マンツーマン形式で使い方を教えている講座です。委託で行っているところは表の○印の部分、当日の会場設営、講座の実施、会場の片付けなどで、ほかの業務は市が行っています。

2つめの例は委託ではありませんが、「さがまちコンソーシアム」と連携して行っている「さがまちカレッジ」です。こちらは、さがまちコンソーシアムに参加する大学の専門性を活かす講座で、大学教員が主に講師を務めています。なんでもスマホ相談室とは逆に、ほとんどの業務をさがまちコンソーシアムが行っています。

また、資料3-1に戻りまして「民間活力を新規に導入するにあたっての『行政でなければ担えない機能』と『民間のノウハウが活かせる機能』の整理について」説明します。ここまで説明した経緯や現状を踏まえ、今後、民間活力をどう活用すれば良いのかをまとめました。

まず、「(1) 機能整理の基本的な考え方」です。講座を企画・実施するにあたり、行政が行った場合と、民間に任せた場合で、実施結果に大きな差が生じる恐れがあるものは行政が行う業務、逆に、大きな差が生じにくい、または民間に任せたほうが良い結果が得られそうなものは、民間活力が導入できる業務として考えています。

次に「(2) 講座の役割に基づく整理について」です。ここからは、資料3-2も併せてご覧ください。生涯学習センターが現在実施している講座は、資料3-2の一番下の表にある6つのカテゴリーに分類しています。カテゴリー1は、学習に興味、関心を持ってもらうための講座で、カテゴリーが上がるごとに地域課題の解決や人材育成といった色合いが強くなっていきます。このため、カテゴリー1・2の講座は、強い意図は持たないので民間活力が積極的に導入できる講座、その他は導入できるところには導入する講座として整理します。

次に、「(3) 講座の実施手順に基づく整理について」です。民間活力が導入できるかどうかを、実際に業務の手順ごとに整理しています。資料3-2に掲載している表のうち、上の2つの表の中央部分にカテゴリー1~6の講座を記載していますが、そこに○印がある業務が「民間活力の導入が見込める業務」となります。あくまでも見込めるであって、必ず導入するというものではありません。また、民間が行う業務でも、手順ごとの意思決定は行政が行います。

以下、手順ごとに説明しますが、まず「方針」です。講座の方針作成は、生涯学習センターが実施する講座を全体的に俯瞰して捉えて、位置づけや意図を考える必要があるため、行政が担う業務とします。

次に「企画」です。企画についても基本的には行政が担いますが、カテゴリー1・2の講座は、「多くの方に興味・関心を持たれやすく、気軽に参加しやすい講座」のため、「さがまちカレッジ」の例を踏まえると民間活力が導入できるのではと考えています。

次に「広報・周知、受講者募集」です。行政が担う場合と民間が担う場合で大きく変わるとは考えにくく、むしろ民間のスキルやノウハウを活かせる可能性があるため、民間活力が導入できる業務として考えます。

次に「事前準備」です。講師との様々な調整を含めて円滑に準備を進めることを優先して、企画を行った者、行政が企画した場合は行政、民間が企画した場合は民間が行い

ます。このため、「カテゴリー1・2」の講座には、民間活力が導入できると考えます。

次に「講座実施」です。ここは大きく3つに分けて考えます。まず、会場設営や受付は、行政と民間でそう変わらないと思いますので、民間活力が導入できると考えます。次に、講座を行っている最中の立ち合いですが、講座の円滑な進行という点で、企画や事前準備を行った者が行うのが良いと考えています。3つめ、オンライン配信に係る動画の作成や配信等は、専門的なスキルやノウハウという点から、民間活力が導入できると考えます。

最後に「講座終了後」です。アンケートの集計は、基本的には民間活力が導入できると考えていますが、報告書作成は、企画の意図と照らし合わせる必要がありますので、企画を行った者が行うのが良いと考えています。

最後に、今回は、あくまでもどの部分は行政が行うべきものか、どの部分なら民間を入れることができるかという話で、民間に任せられるところは全て一気に民間に任せましょうという話ではありません。それを踏まえてご議論いただければと思います。説明は以上です。

会 長：今回は講座事業への民間活力導入について説明がありました。ただいまの説明について質問、意見等ありましたらお願いします。

G委員：今、なんでもスマホ相談室は委託していて、さがまちカレッジは委託ではないと説明がありましたが、さがまちカレッジはどういう契約になっているのでしょうか。

事務局：さがまちカレッジは、さがまちコンソーシアムとの共催事業という形で実施しています。委託という形ではなく、相互に役割分担して一緒にやっていくという形です。

G委員：契約は取り交わしていないということでしょうか。

事務局：町田市もさがまちコンソーシアムに会員として加盟しており、その中の協力関係の一環として実施しているもので、個別に契約を交わすものではありません。

G委員：コンソーシアムの趣旨に沿った事業であるため、この事業に関しては費用は発生していないということでしょうか。

事務局：費用は発生していません。

G委員：では、さがまちコンソーシアムというのは、資料の表でもさがまちカレッジは○印が多いですし、民間活力導入をやりやすい事業の一つということですね。

事務局：さがまちカレッジは共催事業ですが、現在提供している講座のうち、民間が関わっている事例として掲載しています。実際、さがまちカレッジとは別にさがまちコンソーシアムに事業を委託するという話になれば、もちろん契約行為も必要ですし、費用が発生することになります。

G委員：ちょっとわかりにくいですね。

会 長：今回は民間活力の導入の話なので、実際に講座事業に民間活力を導入する場合、イメージとしては、なんでもスマホ相談室のような形で、委託を進めていく想定で議論したいということだと思います。さがまちカレッジは連携事業としてやっていますが、今

後進めていきたい民間活力導入の形とはちょっと違うということですね。

事務局：会長のお話のとおりです。

J委員：質問です。なんでもスマホ相談室とさがまちカレッジが事例として挙げられていますが、講座をお願いする際、行政の職員とプログラム委員、さがまちカレッジはさがまちコンソーシアムも入って、委託先と相談して講座の内容を決めていたのでしょうか。

事務局：プログラム委員制度は市民大学固有の制度で、それ以外の講座については、原則、我々職員が企画から実施までを直営でやっています。今回、その流れの中で、民間活力が導入できる可能性がある部分を資料でお示ししています。

J委員：なんでもスマホ相談室とさがまちカレッジは、市で講座の内容を指定して、実施してもらっているということでしょうか。

事務局：なんでもスマホ相談室については、その通りです。さがまちカレッジについては、さがまちコンソーシアムとの共催事業ですので、こちらから一方的に指定することはできません。双方で調整して、講座内容を定めています。

J委員：さがまちカレッジは、定員割れになるようなことはないのでしょうか。

事務局：さがまちカレッジは傾向として、「地域を育てる」ようなものよりも「学びの裾野を広げる」ような内容に近いテーマを取り上げているので、割と来ていただきやすい講座内容になっていますので、大幅に定員を下回るような講座はありません。

副会長：先ほど、市民大学と他の講座の関係について話がありましたが、市民大学は設立時の経緯もあって、他の講座から独立したところがあります。今回、話のあった学習領域も含めてですが、そうした独特な部分をもう少し他の生涯学習センターが実施している講座と折り合いがつくものに変えていく必要はあるかと思います。

学習領域の問題でも、先ほど、学習領域ありきになっているという話もありましたが、学習領域ごとにプログラム委員を選出して、そのプログラム委員が講座を作っているため、学習領域が講座内容を限定している、狭めているとも言えるでしょうし、それで市民大学が硬直しているような気もしています。

学習領域もよく読み込むとなんでもできるような気がするのですが、例えば、文化芸術分野では「歴史」講座ばかりやっているように講座が固定化してしまっていて、市民大学が硬直してしまっている印象を受けますので、生涯学習センターの事業全体の中で市民大学を位置づけなおす必要もあるかと考えています。

D委員：もともと町田の講座はすごく充実していると思っています。私も毎年、今年はどんな講座をやるのだろうと楽しみにしているのですが、こんなにたくさんの講座を運営しているのはすごいことだと思っています。毎年、講座の発表があると、生涯学習センターで講座運営に携わっている方にも、そう伝えてきたりして。もともとファンだったのが、後にプログラム委員や講師もやることになって感じていることなのですが、生涯学習センターが進もうとしている方向性というのは、平たい言葉でいうと、結局、町田でいろいろなことをやることで町田を好きになってもらって、町田でいっぱい学んでも

らって、色々なことを自発的に考えられるようになってもらい、それが街づくりとか市民生活に反映されていくような市民を育てたいということなのだと思います。町田を好きになってもらって、町田に住んでもらって、町田に貢献できるような人になってほしい。そのために講座を外部の専門業者と連携した方がいいのであれば、取り入れて専門家の視点から講座を提案してもらって企画していくのもありかと思っています。

ただ、今期の運営協議会の1回目で会長から、憲法、教育基本法、社会教育法に基づいて、こういう形で市民の学びを考えていますというお話がありましたが、どういう制度・考え方の中でこういう講座が行われているのかを市民が知ることも大事なことだと考えています。先ほど、市民大学の趣旨の周知についてのお話もありましたが、全体の趣旨の周知についても検討していければいいと思います。例えば、地元の大学などを会場にさせてもらって、学生も参加しやすいテーマで講座を開催するのもいいかもしれません。

事務局：現実的には、今は大学もセキュリティが厳しくなっていて、なかなか難しいところはあります。ただ、現在、さがまちコンソーシアムに加盟している大学の一部で、昨年から地域教育連携プラットフォームというものを運営しています。そこでは、地域課題への対応や、大学の持つ知識や施設を地域のためにどう活かしていくのかといったテーマで試行錯誤しながら取り組んでいますので、そうしたところと調整しながら、実施の可能性を探りたいと思います。

F委員：今のお話にも関連しますが、やはり大学との連携というのは、この町田市では一番大切なところだと思います。私は、この後、桜美林大学の淵野辺キャンパスで講義を受ける予定があるのですが、大学の構内以外でも、例えば和光大学も鶴川の駅前にポプリホールがありますし、大学のシニアカレッジに通っていて、学生との交流は今後の生涯学習の大切なテーマだと思うので、そうした取組はどんどん進めた方がいいのではないかと考えています。

また、先ほど、町田を知ってもらおうというようなお話もありましたが、町田市の行政が何をやっているのか知ってもらおうということも一つのテーマとしてあるのではないのでしょうか。政治的なことは別にして、例えば、他市の生涯学習センターでは「議会に行こう」とか「市役所に行こう」といった事業があります。

それから、先ほどK委員からもお話がありましたが、1か月に1回とか2か月に1回の話し合いだと、なかなか議論が見えてこないところもありますので、委員間のネットワークができると、もう少し議論が活性化するのではないかと感じています。

副会長：多摩地域でもそうですが、他市では人口10万人程度の市でも公民館が5館くらいあって、公民館と地域の結びつきが強いのですね。だから、講座を作る際も市民参加という点では長けています。ところが、町田市は大きな市ですが公民館が1館しかありませんので、地域との結びつきは弱い傾向があります。ですから「地域を育てる」ということが課題となっているのだと感じています。これは町田の特殊性だと思います。

すので、こうした点も含めて考え、工夫していく必要があると思っています。

事務局：「大学との連携」及び「町田市に関する事業」については、それ自体をテーマとして講座を実施するのがいいのか。それとも、他のテーマの講座の中に、要素として入れていく方がいいのか。色々と考えられますので、今後の課題として検討したいと思いません。

それから「地域との関係」についてですが、町田市は元々公民館が1館しかないという特殊な形態ですが、町田市の方向性として、公民館を増やすということは考えていません。

一方で、町田市では、市内の各地区で地区協議会という地域を担う組織を立ち上げていまして、地区ごとに活動に差は生じているのですが、例えば鶴川地区では、毎月第3水曜日に協議会主催で講座を実施していたり、一方ではボランティア活動を積極的に行っている地区協議会あったりと、それぞれ特徴を持って活動しています。こうしたところとタイアップしながら、地域性を踏まえて事業を実施しています。

また、現在、生涯学習センターの休館に伴い、各地域でアウトリーチという形で講座を実施していますが、結構、地域差があって、積極的に参加してくれる地区もあれば、あまり関心を示さない地区もあります。こうした差は、以前からアウトリーチでも行っているスマホ相談室でも見られていますが、この休館期間に各地区の状況把握に務め、地区ごとにどのようなことができるのか考えていきたいと思っています。

C委員：現在、施設は生涯学習センター条例と公民館条例の2つの条例で運営されていますが、今の事務局の話だと、市に1館も当たり前というように聞こえます。今後、公民館条例はなくなる方向で考えているのでしょうか。今回の委託の問題にも関係しますが、社会教育の分野で委託を行うこと自体を問題視する意見もあります。生涯学習センターだけになれば、料金を徴収しても構わないだろうといった極端な意見も出てくるかもしれません。かつて、東京では三多摩テーゼに象徴されるような背景があって、青年学級も社会教育として、青年学級振興法に基づいて実施されてきた歴史があります。そうした流れを断ち切っていくのでしょうか。「不易流行」という言葉がありますが、過去の良いことは確実に押さえておきながら、新しいものを取り入れていく時期に来ているのかなとも感じています。そうだとすると、条例の取り扱いが、どういう枠で考えられていて、今後どうなっていくのか聞いておきたいと思いません。

会長：今の意見について補足しておきますと、公民館については社会教育法でいろいろなルールが定められています。町田市では生涯学習センターと公民館が合わさっていますが、通常、公民館と生涯学習センターというのは別の施設で、生涯学習センターには社会教育法に定められている公民館に関するルールは適用されません。町田市の場合は生涯学習センターですが、公民館としても設置されているので、社会教育法で定められている公民館に関するルールは、現状、適用されているということです。

それから、三多摩テーゼは1970年代に三多摩地区でまとめられた公民館活動に関す

る文書です。もともと公民館は農村で発展してきたもので、東京 23 区は公民館がなくなってしまったので、いわゆる三多摩と言われている地域が都市型公民館のモデルケースとなりました。当時、町田や国立といった三多摩地区の公民館が都市型の公民館活動を頑張っていて、自分たちの取組をまとめて文書にしたものが、三多摩テーゼと言われているもので、都市型公民館の先進事例として全国的にも注目を浴びた文書です。

事務局：条例については、これまで検討してきた「生涯学習センターのあり方見直し方針」及び「生涯学習センター運営見直し実行計画」に記載しています。第1回の運営協議会で資料として配布していますので、詳細については、後日、資料で確認いただきたいのですが、「運営見直し実行計画」だと最後のページに「取組 5-3 学びの場の整備」のところで、取り組み内容として「町田市生涯学習センター条例に一本化します」と明示しており、最終的には統合を考えています。ただ、生涯学習センター条例に一本化するからといって、社会教育法に定めのあるものをやめてしまうということではなく、基本的には包括するような、全体としてまとめるような形で検討していくことになるかと思えます。まだ、具体的に検討が始まっているものではありませんので、検討の際には、改めてご意見を伺う場を設けたいと考えています。

会 長：条例は一本化を目指して動きつつも、公民館であることは残しながら一本化するというのでしょうか。

事務局：まだ、そこまで具体的な方向性は定めていません。

C委員：いただいた資料に条例に関する記載があったのを覚えていたので、今後、どうなっていくのか気になっていました。いわゆる責任の問題も含めて、例えば、社会教育法では公民館には館長を置かなければいけないなど定めがありますが、現実にはそうしたシステムを全部崩して、機構として、町田市のやり方を、方向性を打ち出していくのかなと感じています。

町田市の他部署を見ていると、ハンドワークをしなくなった、直接、現場に出なくなったと感じています。特に福祉は本当にそうで、福祉事務所は問題の整理の仕方を教えるだけで、現場に出て来なくなっていますが、それと同じような方向になるのかなと感じています。それが悪いということではなく、そうであれば私の方もそう考えておかないとついていけないなと思い、質問しました。

会 長：私は中四国地域の、比較的大きな自治体の職員に知り合いがいるのですが、そこでも民間に委託しています。それでその職員が困っていることがあって、何かというと窓口業務がなくなったのです。窓口を民間に委託したので、直接、住民と関わることができなくなって、住民のニーズや要望が捉えられなくなった。窓口の担当者は聞いているのですが、窓口から職員に上がってこないし、窓口での日常的な会話などで本人が自分でつかむことができなくなり、住民から自分の存在が遠のいてしまったそうです。そうした中で施設を運営していかなければならない、講座をやっていかなければならない、それが悩みになっています。

私は実習生を引率して、障がい者青年学級の担当者会議などにも参加する機会があるのですが、その会議で「すごくいいな」と思うのは、話し合いの際、固有名詞が飛び交うんですね。「誰々さんが」とか「担当者で何々さんを担当しましょう」など、直接関わっているから誰がどういう状況だとか生活環境がどうだとか分かっていて、話し合いができるのだと思います。

それが民間委託で、直接住民と関わる機会が遠のいていくと、一方では負担削減になる部分もあるかと思いますが、こうして固有名詞で住民のことを考えながら講座を作ったり、企画していくは難しくなる。今回は、講座の民間委託がテーマなので、この点について、生涯学習センターとしてどう考えているのかお伺いしたいと思います。

事務局：色々な部署で委託化の話が出る際、この話は常に出てくる問題ですが、今回は、あくまで一部委託を検討しており、直営で実施する部分も必ず残す枠組みで考えています。一つの業務を完全に民間に委託するのではなく、一定数、直営で行う講座も残しますので、市民の方との接点は、現時点では残す形を想定しています。

会長：個人的な意見ですが、私は、他の民間委託を進めている自治体の例などを見ると、住民と職員が直接接する機会を意識的に設けていく必要もあるのではないかと感じています。

他にご意見等ありますでしょうか。ないようでしたら、そろそろ時間も来ていますので、第4回の協議会を終了したいと思います。